

告白」からの引用そのものの検討に移りたい¹⁸⁾。

彼はその引用を予定説を主題とした第3章ではなく、第9章(自由意志について)の第3節からはじめている。

人間は、罪の状態への墮落によって、救いに伴ういかなる靈的善にもすべての意志能力を全く失ってしまった。したがって、生まれながらの人間は、そのような善をひどく嫌悪し、罪のうちに死んでいるので、自分自身の力で、みずからを回心させることも、それに備えることも不可能である。

この引用の仕方は何か恣意的に見えるが、そうではない。ここで言われているのは、いわゆるカルヴィニズムの五要点の最初にくる「全面的墮落・無能力」(Total Depravity or Inability)の主張であって、ドルト信条では、第三の教理に当たり、カルヴィニズムの救済論の前提となるものである。そしてドルト信条も、予定説を扱う第一の教理の叙述を人間の墮落から始めているから、ウェーバーのやり方はドルトの方式を踏襲するもので、むしろ予定説にたいする正当なアプローチと言えよう。しかしながらウェーバーのねらいは、人間の無能力と対比して全能なる神の絶対的な意志決定を際立たせることにあったのかもしれない。

つづいて、第三章「神の永遠の決定(聖定)について」から三つの節が引用される。予定論プロパーが扱われている箇所である。

第3節 聖定によって、神の栄光が顕れるために、ある人々……は永遠の生命に予定され(predestinated)、他の人々は永遠の死にあらかじめ定められた(foreordained)。

第5節 人類のうち生命に予定されている人々を、神は、世界の基礎がおかれる前に、その永遠不変の計画と御意志の隠された意図と意

向に従って、キリストにおいて、永遠の栄光に選びたもうた。それは神のまったく自由な恵みと愛から出るものであって、決して信仰、善行、あるいはそのいずれかにおける堅忍、あるいはその他被造物における如何なるものも、それらを選びの条件あるいは理由として神が予見したもうたからではない。そして、すべて神の栄光ある恵みが讃美されるためであった。

第7節 人類の残りの者を、神は、みこころのままに憐れみを施したま控えたもう、みずからの意志の測り知れない意図にしたがって、被造物にたいするその主権的力の栄光のために、見過ごすことをよしとし、また、その栄光ある正義が讃美されるため、彼らをその罪のゆえに恥辱と怒りとに定めることをよしとしたもうた。

まず、この章の表題について。宗教改革以後16世紀から17世紀にかけて作られた多数の改革派信条文書のなかで、「聖定」(Decree)という項目を設けているのは、「アイルランド条項」(1615)と「ウェストミンスター信仰告白」だけである。ウェーバーはその章の中から、人間の予定を扱った部分だけをとりだしているが、「ウェストミンスター信仰告白」が、彼の目的に合致していると判断したのは、まず、聖定という表題と聖定論の枠組みのなかで予定が扱われているという点にあったと思われる。もっとも、聖定論を神論の後に置き、予定論を聖定論と結びつけるのは、16世紀末以後改革派神学で一般的になっていく傾向であるから、何も「ウェストミンスター信仰告白」が特殊なわけではない。この問題は別に論じなければならないが、このような予定論の扱いは必ずしも予定説本来の救済論的性格と矛盾するものではない。しかしウェーバーは超越的な神の絶対的決定として予定を扱おうとしているので、「ウェストミンスター信仰告白」の予定論の少なくとも提示形式が自分の目的に合致すると考えたのであ

18) 以下「ウェストミンスター信仰告白」からの引用は、大塚訳を用いなくて、次のテキストから直接訳すことにする。S. W. Curruthers, ed., *The Confession of Faith of the Assembly of Divines at Westminster from the Original Manuscript Written by Cornelius Burges in 1646*, Presbyterian Church of England, 1946, repr. 1960. このテキストについては次の拙論参照。「『ウェストミンスター信仰告白』の翻訳とその原典について」、『関西学院大学社会学部紀要』74号、1996年、43～56頁。